

第1章 生徒指導の理念について

1 生徒指導の意義

生徒指導の意義は、問題行動への対応という消極的な面だけでなく、すべての児童生徒一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助するという積極的な面をもっています。

生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、教育活動の全体を通じて行うことが必要です。

生徒指導を進めるに当たっては、教職員が児童生徒との望ましい人間関係に立った児童生徒理解を深めるとともに、共通理解のもとで、すべての教職員が生徒指導に取り組んでいくことが重要です。

また、学校のみで解決しようとする抱え込み意識を変革し、家庭、地域及び関係機関との開かれた連携づくりを進めることが重要です。

さらに、今日、児童生徒が人間関係を構築する力を十分身につけていないことや児童生徒間に携帯電話等ICT機器が急激に広まったことによる、保護者や教職員が把握できない交遊の増加などから、これまでにない新たな問題も発生するようになってきています。

このような状況を踏まえ、各学校では、すべての児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるようにするため、生徒指導の一層の充実を図る必要があります。

今後の生徒指導を進めるに当たっては、次の3点を強調していく必要があります。

(1) 自己肯定感の育成

「自分の行為に対して自信がもてない」「他人からどう思われているか常に気になる」「同世代の人と同じことをしていなければ取り残されたような気になる」など、自分の在り方生き方をみいだすことができない児童生徒が増えています。

授業、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動、文化祭・体育祭などの学校行事、部活動などの中で、自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感がもてるよう指導する必要があります。

(2) 自律の育成

「自分さえよければよい」「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよい」「友人が何をしようとして自分には関係ない」などという考え方をもち、自由、気ままに行動する児童生徒が増えています。

児童生徒が、社会のルールを守り、互いをかけがえのない存在とし

て認め合い，よりよい社会を実現するために貢献できる人間となるよう指導しなければなりません。

また，金銭強要，暴力行為，強盗，暴走行為など犯罪行為については，「社会において許されない行為は，学校においても許されない」という姿勢をもち児童生徒の規範意識を育てることが重要です。

さらに，規範意識を育てるに当たっては，児童生徒が自らの行動を自分自身で選択し，決定したと実感できるように指導するなど，ルールを自ら守ろうとする意欲を育てていくことが大切です。

(3) 自己責任の明確化

児童生徒が自分の行動を振り返り，自分がかかわったことについて，他人の責任にすることなく，自分で責任をとっていくといった姿勢を育てていくことが必要です。責任のとり方については，発達段階に応じて自分で考え，行動できるように指導していくことが重要です。

また，犯罪行為には，学校の指導に加えて，民事上，刑事上，行政上の責任のほかに，道義的な責任があることを指導しておくことが重要です。

2 生徒指導体制の確立

(1) 生徒指導の組織化

ア 学校教育目標を達成するため，校長を中心として組織的に取り組むことが大切です。目標の達成に向けた取組の進捗状況を，組織的，定期的に把握し，改善していくことが必要です。

イ 校務分掌における生徒指導の組織の位置づけを適切に行い，教務部，進路指導部など他の分掌と連携がとれるシステムにしておきます。

ウ 校務分掌では，数年先をみた中期行動計画を立て，継続的な組織をつくることが重要です。担当者が入れ替わっても継続した指導ができる体制づくりを行うことが重要です。

エ すべての教職員が，すべての児童生徒を対象に生徒指導を行うことが大切です。問題行動を起こした児童生徒だけを対象とした指導であったり，生徒指導主事や担当者だけが指導するのでは，生徒指導のねらいを達成することはできません。

(2) 生徒指導の計画，運営

ア 生徒指導の目標の明確化

生徒指導の基本的な目標として，次の2点が考えられます。

集団の中で学んでいくという学校の特徴を生かし，あらゆる教育活動の中で，社会性や規範意識を育成する。

学校内外における人とのふれあいや児童生徒相互のかかわりの中で，豊かな人間関係をつくる。

イ 生徒指導目標の決定

生徒指導の基本的な目標を達成するために，年・学期・月・週間ごとの目標を立てることが必要です。目標は，具体的であり，実現が可能なものにしていくことが重要です。例えば，「時間を守る」ことを年間の目標とすれば，学期の目標は「学校に遅刻をしない」など具体的に目標を設定します。さらに，月の目標としては「5分前登校」，週の目標としては「家を出る時間を決めよう」など，より具体的な目標を立て，継続的に取り組むようにします。

ウ マネジメントサイクル(計画〔PLAN〕，実施〔DO〕，評価〔CHECK〕，改善〔ACTION〕)

設定した目標について，達成できなかった原因は何か，達成するためには何を改善し，何を重点的に行うべきかなどを組織的に協議し，教職員の共通理解を図ります。実施したことや指導内容等については，丁寧に記録するとともに成果と課題を整理し，次の年度，学期，月などの生徒指導の充実に生かします。毎年度，每学期，毎月，同じことの繰り返しではなく，常に新たな目標を設定していくことが大切です。

エ 教職員の共通理解の確立

指導方針，指導基準や生徒指導目標を明確にするとともに，文書化して全教職員に周知するなど，教職員の十分な共通理解を図ることが大切です。

オ 保護者及び地域との連携

生徒指導目標やそれを達成するための指導方針については，懇談会，学校通信などをとおして説明するなど，積極的に保護者，地域に情報を発信し，理解と協力を得ながら，目標の達成を図ることが大切です。

(3) 開かれた学校づくり

ア 学校が、保護者、地域、関係機関等と開かれた連携を推進するためには、学校内において校長を中心とした学校体制を確立しておく必要があります。

イ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分に認識し、学校が主体的に連携し、一体となった取組を進めることが大切です。

ウ 小・中・高・特別支援学校等のそれぞれが、定期的な協議を行うなど、同一校種間及び異校種間の連携を推進することが大切です。また、これとともに、日常的な連携や状況に応じた連携を図ることが必要です。

エ 重大な問題行動については、学校だけで解決しようとししないで、警察やこども家庭センター（児童相談所）など関係機関と連携して解決を図ることが大切です。

(4) 研修会の開催

ア 携帯電話等ICT機器に係る問題や薬物乱用、暴力、性に関する問題行動など、重大な問題行動や緊急に取り組まなければならない問題について、教職員対象の研修会を行い、教職員の課題意識の形成と共通理解を図ることが大切です。

イ 研修を実施するに当たっては、生徒指導主事研修等で学んだ手法を活用した生徒指導主事による研修、外部の専門家を講師とする研修、インシデントプロセスによる研修、実際の体験をともなった研修（企業等での職場体験、ロールプレイング、構成的グループ・エンカウンター、ディベート、クオリティサークル）など、課題によって形態や方法を工夫することが大切です。

ウ 教職員対象の研修の実施を受けて、児童生徒対象の防止教室や地域、保護者向けの研修会等を実施していきます。例えば、警察と連携した非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施したり、地域懇談会で対策について協議したり、専門機関と連携した教育相談会などを開催することが考えられます。

【インシデントプロセスによる研修】

事例研究の一つの方法で、インシデント（要因・因子）の提示、情報収集、課題整理、解決策決定、反省・一般化の5段階からなる。

事実の分析より，解決方法の発見に重点を置く。

【ロールプレイング，構成的グループ・エンカウンター，ディベート，クオリティサークル】

「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照

3 教育相談体制の確立

教育相談は，児童生徒個人のもつ悩みや困難の解決を指導・援助し，社会生活に適應させ，よりよい人格の形成をめざすといった積極的な面と，学校生活や社会生活への適應上の問題や悩み及び不安をもつ児童生徒への指導・援助といった面の2つがあります。

(1) 教育相談の組織化

学校内での教育相談は，すべての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会を捉え，あらゆる教育活動の実践の中で行うことが大切です。特定の教職員だけで行うものではなく，全ての教職員が行うものです。そのため学校内の教育相談体制を整備するに当たっては，教職員一人一人の力量の向上を図りつつ，校内の各分掌等と連携できる機能的な体制にすることが大切です。

(2) 教育相談の計画，運営

教育相談を推進する担当者としては，次のような役割が考えられます。

ア 教育相談を進めるための計画の立案

相談室の管理運営，面接週間の設定，児童生徒理解のための資料提供，校内における教育相談にかかる研修会の実施等について計画を立てます。

また，スクールカウンセラーを配置されている学校については，日常の記録，スクールカウンセラーとの連携の在り方などについても計画に盛り込みます。

イ 児童生徒を対象とする教育相談の実施

児童生徒が安心して相談できる場所を確保し，悩みや不安をもつ児童生徒の相談に当たります。

ウ 教育相談にかかる研修の実施

事例研修会や講演会を実施するなど，悩みや不安をもつ児童生徒

の指導や児童生徒理解のすすめ方などについて教職員の理解を深め、指導力の向上を図るとともに、教職員が児童生徒の指導に対して共通理解をもって当たれるようにします。

エ 保護者対象の学習会や相談の実施

子育てや子どもの教育に関して悩みや不安をもっている保護者を対象に、面接による相談を行ったり、子育て教室などを開きます。

オ 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースについては、それぞれの専門機関と連携します。また、校内の教育相談体制の確立や研修会の実施などについて日常的に専門機関と連携することが大切です。

【教育相談機関】

広島県教育委員会が設置している相談機関としては、次のようなものがあります。電話による相談、面接による相談などに応じています。

- 県立教育センター：特別支援教育・教育相談部
(082-428-1188)
月～金曜日 9:00～16:00
- 県立教育センター：心のふれあい相談室
(082-428-7110直通)
月～金曜日 9:00～16:00
- 広島県福山庁舎第2庁舎内：こころの相談室
(084-925-3040)
火・水 10:00～17:00
- 北部教育事務所：こころの相談室
(0824-63-3141)
月・水 9:30～16:30
- 広島県教育委員会指導第三課：暴走族相談電話
(082-227-5034)
月～金曜日 9:00～17:00
- 県立教育センター「いじめダイヤル24」
(082-420-1313)
直接相談対応 (平日) 9:00～19:00
留守番電話対応 (平日) 19:00～ 9:00
(休日) 24時間

【広島県相談機関ネットワーク】

いじめの問題をはじめ、いろいろな相談に応えるため、県内の公共の相談機関がネットワークをつくって、情報交換や連携をしています。必要に応じて、関係機関に連携してください。詳しくは、「第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル」、広島県教育委員会いじめの問題のホームページを見てください。

URL:<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/18seitoshidou/ijime/ijime/index.htm>

4 生徒指導における教職員の責任

教職員は、職務上知り得た秘密を守る義務があります。しかし、一方で、問題行動に関して関係機関からの照会があった場合は、回答する必要があります。照会があった場合は、学校として内容をよく検討し、個人のプライバシーに十分配慮し、照会内容や必要とする理由や使われ方などについて確認し、慎重に対処することが必要です。

学校においては、児童生徒の問題行動について、内容、動機、背景などを把握し、どうすれば当該児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるかといった課題を明らかにして取組を進めることが重要です。

しかし、児童生徒の犯罪行為が重大であり、指導の限界を超えている場合は、書面または口頭により、警察、こども家庭センター（児童相談所）、福祉事務所などに告発（犯罪の事実を認知したものが、権限のある司法機関に対して、捜査をし処罰を求めるという意思表示をすることを告発という）しなければなりません。

また、体に打ち身の痕がある、火のついたたばこを押しつけられた痕がある、何かにおびえている、何日も同じ服を着ている、家に帰らないなど、児童虐待を受けた又はそのおそれのある「児童」を発見した場合は、速やかにこども家庭センター（児童相談所）等に通告しなければなりません。

【関係法令等】

ア 地方公務員法

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。……

イ 少年法

第16条

2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

ウ 少年鑑別所処遇規則

第20条 前条の（鑑別のための）調査にあつては、家庭裁判所から資料を得ることにつとめ、必要があるときは、市町村役場、警察官署、学校等に照会して、調査することにつとめなければならない。

エ 刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

オ 児童福祉法

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

カ 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。